

桶川市生活困窮者支援対策等連絡会議設置要綱

(平成 27 年 3 月 31 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の規定に基づき、関係機関が連携し、生活困窮者への包括的・総合的支援を図るため、桶川市生活困窮者支援対策等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者の把握及び情報共有
- (2) 生活困窮者自立支援事業に関する支援方法の検討及び連携した支援体制の構築
- (3) その他生活困窮者の支援に関する事項

(構成員)

第 3 条 連絡会議は、別表第 1 に掲げる部署に所属する職員及び別表第 2 に掲げる関係機関に所属する者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を変更することができる。

(会議)

第 4 条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、社会福祉課長が招集する。

- 2 社会福祉課長は、必要に応じて構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は報告を求めることができる。

(支援調整会議)

第 5 条 連絡会議は、次に掲げる事項を行うため、第 3 条に掲げる構成員のうち、当該支援者に関係する別表第 1 に掲げる部署及び別表第 2 に掲げる機関による支援調整会議を開催することができる。

- (1) 関係機関による連携した支援プランの協議

(2) 支援状況の把握及び状況に応じた支援プランの再協議

(3) 支援プランの終結時等における評価

(庶務)

第6条 連絡会議及び前条に規定する支援調整会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、社会福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第 1 （第 3 条、第 5 条関係）

室・部名	課名
秘書室	秘書広報課
企画財政部	人権・男女共同参画課
	税務課
	収税課
総務部	自治振興課
環境経済部	産業観光課
福祉部	社会福祉課
	障害福祉課
	子ども未来課
	保育課
健康推進部	高齢介護課
	保険年金課
	健康増進課
都市整備部	下水道課
教育部	教育総務課
	学校支援課
	学務課
	生涯学習・スポーツ推進課

別表第 2（第 3 条、第 5 条関係）

外部機関
桶川市民生委員・児童委員協議会
桶川市社会福祉協議会
桶川市商工会
桶川市地域包括支援センター
社会福祉法人各機関
各種ライフライン関係事業所
桶川北本水道企業団
その他生活困窮に関する支援機関